

平成二十年二月二十二日受領
答 弁 第 八 〇 号

内閣衆質一六九第八〇号

平成二十年二月二十二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる

身代金についての同国国会における証言に関する再質問に対する答弁書

一について

一般に、身代金とは、人身と引きかえに渡す金であると承知している。

二及び五について

日本政府からキルギス政府へ身代金のために金銭が支払われたという事実はないが、お尋ねの事項も含め、一般に、誘拐事件への対応の詳細については、今後の類似事件への対応に影響を及ぼすおそれがあるので、外務省として明らかにしないこととしており、お答えは差し控えたい。

三について

キルギスに対する我が国の政府開発援助供与額（支出純額）の統計をとり始めた平成四年以降の政府開発援助額（支出純額）は次のとおりである。

平成四年八十二万ドル、平成五年七十八万ドル、平成六年四千四百四十九万ドル、平成七年四千五百八十万ドル、平成八年四千四百二十七万ドル、平成九年千八百五万ドル及び平成十年二千五百十七万ドル。

四について

平成十一年以降のキルギスに対する我が国の政府開発援助供与額（支出純額）は、次のとおりである。

平成十一年六千二百五十一万ドル、平成十二年四千七百七十九万ドル、平成十三年二千三百十五万ドル、平成十四年八百十二万ドル、平成十五年三千二百二十三万ドル、平成十六年二千六百六十九万ドル、平成十七年二千九十五万ドル及び平成十八年千七百二十二万ドル。

六及び七について

外務省において保管している文書からは、御指摘の事実は確認できなかつた。外務省として改めて御指摘の者に確認する必要はないと考える。

八について

御指摘の「証言」がなされたとの報道は承知しているが、仮に御指摘の「証言」が実際になされたとしても、日本政府として身代金を支払ったとの事実はなく、外務省としては、そのような「証言」は全く根拠がないものと考えている。